



森林環境税を使った取り組み



山梨の77.8%を覆う森林は、山梨に降りそぐ光と水を受け止め、私たちの暮らしを支えています。山梨の森林を健全な姿で未来に引き継ぐための新たな取り組みに、森林環境税は役立てられています。

森林環境税を活用した新たな取り組み

- 1 多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり**
 - 針葉樹と広葉樹が入り混じった森林へ再生するための間伐などを支援
 - 低木や竹の繁茂により荒廃した里山林の手入れを支援
 - 水源かん養などの公益的機能を高めるための広葉樹の植栽を支援
- 2 木材の利用促進**
 - 学校施設などにおける県産材の利用の支援
- 3 社会全体で支える仕組み**
 - 教育機関などが行う森林体験活動を支援
 - 地域住民・ボランティア・NPOなどが企画・実施する森づくりの活動を支援

お問い合わせ

税を活用した事業について

山梨県庁森林環境部森林環境総務課 055-223-1634
 中北林務環境事務所 0551-23-3089
 峡東林務環境事務所 0553-20-2722

峡南林務環境事務所 055-240-4168
 富士・東部林務環境事務所 0554-45-7813

森林環境税

県民税均等割額に下記の額を上乗せ(超過課税)して納めていただきます。

個人

年額 **500円**

- 県内に住所がある方^{*1}
- 県内に事務所、事業所または家屋敷を持っている方^{*1}

法人

均等割額の**5%**^{*2}

- 県内に事務所、事業所、寮等をもって
いる法人等

*1 次の方には課税されません。
 ● 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
 ● 前年の合計所得金額が125万円以下の障害者、未成年者、寡婦又は寡夫の方
 ● 前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方

*2 平成24年4月1日以後に終了する事業年度から課税対象となります。

税の仕組みについて

山梨県庁総務部税務課 055-223-1387

